

防整施第6598号  
28.3.29

整備計画局施設整備官  
整備計画局施設技術管理官  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長 殿  
統合幕僚監部首席後方補給官付後方補給官(輸送)  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部計画部事業計画課長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長  
(公印省略)

自衛隊施設における耐震化対策の実施方針について(通知)

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

なお、「自衛隊施設における耐震化及び津波対策の実施方針について」(経施第6034号。24.4.27)は、廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、人事教育局厚生課長、各地方防衛局調達部長、帯広防衛支局長、東海防衛支局長、熊本防衛支局長、名護防衛事務所長

## 自衛隊施設における耐震化対策の実施方針について

## 1 現状

自衛隊が管理する建物には、創設以来建設されたものや、旧軍又は駐留軍から引き継いだものがあるが、この中には、昭和56年の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正で導入された新たな耐震基準（以下「新耐震基準」という。）の適用前に建設された多くの建物が存在している。このようなことから、これまで、特に南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震の大規模地震の発生が切迫していると指摘されている地域に所在する自衛隊施設で、特に施設の安全性を確保することが重要とされる、庁舎、隊舎及び病院の3階建以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上の建物を優先して逐次耐震化を進めてきている。

また、老朽度及び施設の機能の重要性を総合的に考慮し、改修等の緊急性が高いと判断される建物についても、逐次耐震化を進めてきている。

## 2 今後の耐震化

- (1) 引き続き、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）等に基づき、施設の耐震化を促進する。そのうち、新耐震基準の適用前に建設された庁舎、隊舎及び病院の3階建以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上の建物の耐震化率については、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とする。
- (2) (1)を着実に実施しつつ、次に掲げるものについて、適宜、耐震化調査などを行い、必要に応じ耐震化を進めることとする。
  - ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に基づく施設
    - ア 学校、工場（3階建以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上）
    - イ 体育館（床面積の合計が1,000㎡以上）
    - ウ 危険物貯蔵施設（危険物の区分に応じ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）で定める数量以上）
    - エ 地震で倒壊することにより道路の通行を妨げるおそれのある建物（都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの）
  - ・ その他の施設
    - ア 庁舎、隊舎及び病院（優先して実施している3階建以上かつ床面積の合計が1,000㎡以上のものを除く）
    - イ 飛行場施設（滑走路、誘導路、駐機場、格納庫、管制塔、局舎等）

- ウ 港湾施設（岸壁、棧橋等）
- エ 貯油施設、補給施設、ユーティリティ（上下水道、電気、給汽、通信）
- オ 生活関連施設（宿舎、食堂等）
- カ その他

### 3 実施状況の通知

本通知に基づく耐震化対策については、毎年度、予算成立時に整備計画局施設計画課長に対し通知されたい。

### 4 その他

本通知の実施に当たり、疑義が生じた場合には、整備計画局施設計画課長と調整されたい。